

## 家庭ごみの自己搬入について

引っ越しや家の清掃などで大量に出たごみなど、直接施設へ持ち込みたい方は、沖縄市にある倉浜衛生施設組合(草木以外)へ自己搬入できます。※草木については、沖縄クリーン工業(うるま市石川在)への搬入となります。

特に粗大ごみの場合は受付制になっており、回収日まで1~2週間程度(繁忙期では3週間以上の場合有)お待ちいただいている状況です。指定された回収日まで待てない方や早急に処分したい方は、自己搬入をご活用ください。※自己搬入は有料(指定袋の使用と処理券の貼付)です。草木等は無料です。

※家庭ごみとして回収を行っていない物は自己搬入できません。



### — 自己搬入の方法と注意点 —

**① 搬入するものを分別してください。**

※分別方法は通常家庭から出す場合と同じです。

**② 市役所環境対策課窓口にて申請し、搬入許可証の交付を受けてください。**

※搬入される物を市職員が確認する必要がありますので、直接、市役所へ持参してください。

**③ 搬入許可証を持って、処理施設へ搬入してください。**

※搬入途中での追加積載は禁止です。

問合せ:環境対策課 清掃指導係 ☎893-4411 内線452~455

## お墓をつくる際は、市の許可が必要です!

### — 宜野湾市の墓地事情 —



墓地、埋葬等に関する法律では、個人による墓地の経営(自己所有の土地を利用し、自己または親族のための墓地を設置、管理すること)は想定しておらず、原則禁止となっています。

しかし、沖縄県内の墓地は伝統的な門中墓や家族墓がほとんどであり、個人で墓の取得や設置が認められてきた歴史的な背景があります。現在は、市街化が進むにつれて墓地と住宅地が混在した住環境が形成され、土地利用や住環境への影響が懸念されています。

本市では、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的として、平成26年4月より「宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例」を施行しています。

### ◎注目! — お墓を設置するには宜野湾市長の許可が必要です —

宜野湾市内において墓地を設置(経営)する方は、宜野湾市長の許可を受ける必要があります。必要書類をそろえて、宜野湾市役所環境対策課へ申請してください。

また、条例では個人墓地禁止区域の設定等を行っています。墓地用地(公共用地以外)の購入を検討している方は、必ず事前に窓口へご相談ください。

無許可で墓地を設置した場合は、墓地埋葬法及び市条例により懲役または罰金、氏名の公表等の罰則が適用されることもあります。法律及び条例に従い適正な申請をお願いします。

墳墓は土地造成後2~3日で完成する事例もあることから、行政のみによる監視体制には限界があります。市条例では、工事の完成まで墓地等計画の概要等を記した標識の設置を義務付けています。無許可と思わしき墓地の造成を見つけた際は、環境対策課までご連絡ください。

問合せ:環境対策課 環境指導係 ☎893-4411 内線457